松山市鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金のご案内

― 目的と内容 ―

松山市では、イノシシなどによる農作物被害の防止等のため、農地への侵入を防止するための施設（電気柵、金網、トタン板など）を設置する場合に、資材購入費の一部を補助しています。

― 補助対象者の要件 ―

◎ 松山市内に住所があり、市内で農業を営んでいる個人又は団体であること。
◎ 松山市税を完納していること。

― 補助の対象となる経費 ―

◎ 松山市内の耕作農地に被害防止施設（電気柵、金網、トタン板など）を新設する場合に必要な資材の購入費用。

＊資材を購入する店舗は、松山市内の店舗に限ります。
＊補助回数は、１申請者につき年度内に１回限りとなります。
＊一度 市の補助により設置した部分への重複設置は、たとえ資材の種類が異なっても補助対象となりません。
＊申請年度内に購入した資材が対象になります。

― 補助金の額 ―

① 個人設置（施設の延長が 100 ㍍以上のもの）
＊認定農業者及び青年等就農計画の認定を受けた農業者
：補助対象経費の２分の１以内（上限は３万円）

＊上記以外の農業者
：補助対象経費の３分の１以内（上限は２万円）

② 共同設置（施設の延長が 300 ㍍以上のもの）
＜受益地が連続する農地であることが条件です＞
＊補助対象経費の２分の１以内（上限は５０万円）

③ 組織設置（対象となる組織は補助要綱第２条第１号を参照）
（施設の延長が 300 ㍍以上のもの）
＊補助対象経費の２分の１以内（上限は５０万円）

お問い合せ　　松山市 農林水産振興課（鳥獣対策担当）☎ 948－6567